昭和九年（月報番號第一八〇號）

No. 6

小作爭議調査表

（昭和十年一月分）

項目	内容
場所	朝倉郡杷木村大字林田字田中
關係人員	地主 林亀方 小作人 田中磯男、居川久四郎
地主關係團体	ナシ
原因	小作人田中は昭和六年十二月地主の承諾を得て昭和九年六月迄轉貸料玄米三斗四俵麦一俵半の定により小作轉貸をなし来りたる処期限満了したるに小作権を返還せず依て小作人田中は無断にて麦の播種を為したるに因る
要求事項	前小作人の現小作人に対する小作権返還要求
經過	十一月二十八日小作調停を申請（現小作人より） 十二月五日第一回調停委員会開催 不調 廿五日一月二十五日第二回委員会を開催 相方頑なる強硬に固執したるも調停者の努力に依り左記條件を以て解決す
發生	昭和九年十一月二十八日
終熄	昭和十年一月二十五日
關係地種類面積	田一反二畝八歩
小作人關係團体	ナシ

財團法人協調會福岡出張所

結果	備考
一、地主は小作人に対し従来小作せしめある田地を小作料（各別）にて引続き小作せしむること 二、地主は昭和九年度小作料は旧来の付口より大割を減額すること 三、小作米は誠意を以て生産検査米四等以上の玄米を以て毎年其の年の翌年一月末日迄に近地主の住所に持参納入すること 但し小作料を金銭にて支払ふ時は一月三十日現在の筑紫村信用組合の相場に依ること 四、昭和十年度以降の小作米は従来通りの付口に依るものとす 五、小作人は小作地に永代作物を植付ける場合は地方の承諾を要すること 六、小作田轉貸せんとする時は地主の同意を得ること 七、小作人が天災不可抗力其他正當の理由なくして所定の期日迄に小作料を納入せざる時は地主に該地を返還し滞納小作料は一時に金銭納入すること 八、天災不可抗力に依る減収の場合に於て小作料の減額を要求せんとする時は鎌入前地主に立会を求め実地検見の上割引率を決定すること、小作人の立会申込みに地主が正當の理由なくして応ぜざる時は鎌入後と雖も割引要求を為し得ること 九、前項の場合當事者間に協定調はざる時は本筑紫村小作調停委員会及小作官の裁決指示に従ひ異議申立ざること	第四項に就ては双方意見の相違ありて本件のみは一月三十日両会することとなる。